

【保育料軽減に係る必要書類】

※多子世帯については、幼稚園（認定こども園）の在園証明書が必要です。（園の様式でも可）

※「在宅障害児（者）のいる世帯」については、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳等の写しが必要です。

※届出者と生計を一にしているが、同居していない者がいる場合は、生計を一にしていることがわかる証明書類（保険証の写しなど）を添付し、備考欄に住所地を記載してください。

在 園 証 明 書

下記の園児は、 年 月 日に入園し、当幼稚園（又は認定こども園）に在園していることを証明します。

園 児 名 : _____

生年月日 : 年 月 日生

令和 年 月 日

（証明者）幼稚園（又は認定こども園）

所在地

園 名

園長名

【その他】

軽減事由に該当しない場合は、この届出書を提出されても利用者負担額（保育料）の軽減は受けられません。